

世田谷区不登校対策アクションプラン(平成30年度～平成33年度) 概要版

第1章 アクションプランの概要

1 世田谷区不登校対策アクションプランについて

(1) 策定の背景

世田谷区教育委員会では、平成21年5月に「世田谷区における不登校対策のあり方」(以下、「あり方」といいます。)を策定し、様々な取組みを実践してきましたが、不登校児童・生徒への支援は依然として喫緊の課題となっています。

平成28年12月にいわゆる「教育機会確保法」が成立し、同法に基づく基本指針において、学校復帰のみを目標とせず児童・生徒の社会的な自立を目指す考え方が示されました。

不登校を取り巻く状況の変化や「あり方」の取組みの振り返りを踏まえ、総合的かつ計画的に不登校対策を推進するために、本プランを策定しました。

【キーワード】

学校復帰のみを目標とせず、児童・生徒の社会的自立をめざす

2 アクションプランの位置付け、計画期間

(1) 本プランの位置付け

- 平成21年5月に策定した「あり方」の改定
- 「教育機会確保法」の施行等、不登校を取り巻く状況の変化に対応し、対策のさらなる充実を図るための行動計画
- 平成33年度開設予定の「世田谷区教育総合センター」における「教育相談・不登校対策機能」の取組み強化を図るための行動計画

(2) 計画の期間

第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画及び次期新実施計画等との整合を図るため、平成30年度から4年を計画期間とします。

【キーワード】

平成30年度～33年度までの具体的な行動計画

第2章 世田谷区の不登校の現状と不登校対策の課題

1 「あり方」で示した不登校対策の取組み状況と引き継ぐ課題

主な取組みの状況

- 月例調査による不登校傾向の児童・生徒の早期把握
- 学び舎単位の情報連携等による未然防止の取組み
- 「不登校相談窓口」を設置し、児童・生徒、保護者を支援
- 「不登校保護者のつどい」を通じた保護者の精神的不安や負担の軽減
- SSW(1)を配置し、福祉的課題を抱える児童・生徒を支援
- ほっとスクールの増設及び施設の再整備に向けた検討
- ほっとスクールの運営における民間ノウハウの活用

引き継ぐ課題

- 学校における子どもに対するきめ細かな支援の充実
 - 不登校対応に関する共通の指針やガイドラインの整備が必要
 - 月例調査の徹底と活用が必要
- 不登校の子ども及び保護者の身近な相談体制の整備や教育相談事業の充実
 - SC(2)やSSWの配置の充実、体制の充実が必要
 - 「不登校保護者のつどい」等、保護者・家庭の悩みや不安を軽減する支援のさらなる充実が必要
- 不登校の子どもへの自立と進路形成に資する居場所の整備・充実
 - 不登校児童・生徒の増加を踏まえ、ほっとスクールの利用状況等の検証やさらなる設置の検討が必要
 - ほっとスクールにおける学習支援や体験プログラムの充実が必要
 - ほっとスクール指導員の企画力やスキルの向上が必要
- 民間施設などとの連携の推進
 - 民間の団体等との定期的な情報共有や意見交換が必要
- 学校間連携、専門機関・地域との連携の強化
 - 医療、福祉など地域にある様々な機関とのさらなる連携が必要
 - 途切れのない一貫した支援の強化が必要

(1)SSW:スクールソーシャルワーカー (2)SC:スクールカウンセラー

2 不登校児童・生徒の現状と分析及び今後の課題

(1) 不登校児童・生徒数の推移等

【現状】・世田谷区の不登校児童・生徒数は全国的な傾向と同様増加傾向にあり、出現率(割合)も高水準で推移している
(世田谷区平成27年度:小学校168人 中学校346人 合計514人)

【課題】・的確な実態把握が必要

・区立小・中学校における情報連携のしくみ、制度づくりが必要

(2) 不登校になったきっかけ

【現状】・不登校の要因は多様化・複雑化している

【課題】・要因を的確にとらえ、個々の状況に応じた効果的な支援が必要

・福祉等と連携した支援や学習支援の一層の充実が必要

(3) 不登校児童・生徒への働きかけと学校復帰率

【現状】・学校における働きかけの効果が低く、学校復帰率も低い

【課題】・学校が的確なアセスメントに基づき適切な支援を行うための共通の指針と、学校の対応を外部から評価し支援する仕組みが必要

(4) 不登校の継続性

【現状】・不登校は継続し、長期化する傾向がある

【課題】・早期からの支援が必要

・不登校の継続による学習の遅れに対応する支援策が必要

(5) 相談機関等において、相談や指導を受けていない不登校児童・生徒

【現状】・必要な支援が受けられないまま自宅で過ごす児童・生徒がいる

【課題】・アウトリーチ型の支援や自宅等学校外における学習支援が必要

・自宅にいる不登校児童・生徒が最も多く関わる保護者、家庭への支援が必要

【キーワード】

的確なアセスメントに基づく適切な支援のための共通の指針
アウトリーチ型の支援や学校外における学習支援
保護者、家庭への支援

第3章 不登校児童・生徒への支援の基本的な考え方

1 不登校児童・生徒支援の基本的な考え方と4つの取組みの方向性

不登校はどの児童・生徒にも起こり得るものと捉え、基本的考え方を次のとおりとします。

不登校児童・生徒の社会的な自立につながる支援を行う。

【4つの取組みの方向性】上記の基本的考え方と前章の諸課題を踏まえ、以下の方向性に基づき具体的な取組みを構築します。

《方向性1》一人ひとりに寄り添い続ける。

全児童・生徒保護者の状況を常に把握し、不登校の未然防止、早期把握、初期対応、継続支援と、各段階に応じて計画的・継続的に支援します。

《方向性2》自己肯定感をはぐくむ。

児童・生徒が自信を取り戻す支援を行い、自らの進路を主体的に捉え、将来社会の一員として自立できることを最終目標として取り組みます。

《方向性3》多様で適切な教育機会を確保する。

学校以外の機関や居場所の確保、再チャレンジの機会を提供し、個々の状況に応じた必要な支援を充実します。

《方向性4》ネットワークによる支援を行う。

学校と福祉・医療などの関係者によるネットワークによる支援を推進します。

2 アクションプランの目標

本プランの目標は、4つの取組みの方向性を実現する次の事業の行動量をもって目標とします。

《方向性1》一人ひとりに寄り添い続ける。

・学校内外の支援体制の整備

《方向性2》自己肯定感をはぐくむ。

・ほっとスクールにおける多様なプログラムの開発と充実

《方向性3》多様で適切な教育機会を確保する。

・学校内外における不登校児童・生徒の学びの場、心やすらぐ居場所の確保

《方向性4》ネットワークによる支援を行う。

・学校と教育委員会及び福祉・医療など様々な関係者とのネットワークによる支援の構築

・世田谷区教育総合センターを拠点とした不登校対策の推進

世田谷区不登校対策アクションプラン(平成30年度～平成33年度) 概要版

第4章 具体的な取組み

《方向性1》一人ひとりに寄り添い続ける。			《方向性2》自己肯定感を高める。			《方向性3》多様で適切な教育機会を確保する。			《方向性4》ネットワークによる支援を行う。		
施策の体系(大項目・中項目・小項目)						新規	取組みの方向性				
大項目	中項目	小項目	取組み内容								
児童生徒に対する直接的な支援	1 学校における支援 不登校の初期段階から段階ごとに速やかな対応支援を行うため、より効果的な組織体制を整備するとともに、共通の対応指針の作成に取り組みます。 また、不登校予防の観点から学習支援の充実に取り組みます。	(1) 校内の組織体制の整備	校内における検討の場の指定		1						
			教育相談主任を中心とした支援体制の強化		1						
		(2) 個に応じた継続的な支援	不登校対応ガイドラインの作成・運用		1						
			支援シートに基づく組織的かつ継続的な支援		1						
		(3) 学習支援の充実	放課後教室等の拡充		2						
			I C Tを活用した学習支援の充実		1,2						
		2 校外からの支援 教育委員会が学校の取組みを側面的に支援するため、教育相談環境の整備やチームによる支援体制の整備に取り組むとともに、「教育総合センター」が総合的な不登校対策機能を担うための体制を整備します。 また、行き場を失ったすべての子どもたちが安心して過ごせる多様な居場所を確保します。	(1) 教育相談環境の整備	S CやS S Wの資質向上、配置の充実		1					
			(2) チームによる支援体制の整備	教育支援チームの拡充による側面的支援の強化		1,4					
			(3) 個に応じた継続的な支援(再掲)	不登校対応ガイドラインの作成・運用(再掲)		1					
			支援シートに基づく組織的かつ継続的な支援(再掲)		1						
	(4) 居場所の確保		中間的な居場所の確保		1,2						
			不登校予防の観点からの居場所の確保		1,2						
	3 切れ目のない支援 学校種を越えた支援情報の引継ぎや、関係機関への確実なつなぎに努めます。	(1) 支援情報の引継ぎ	区立小・中学校連携のしくみづくり		1,4						
		(2) 関係機関・地域との連携	中学校卒業後の支援		4						
			就労・就学や「ひきこもり」への支援		4						
環境の整備	1 安心で魅力ある学校づくり 不登校の未然防止のため、安心で魅力ある学校・学級づくりを推進します。学校や学級が、知識や経験を楽しく学べる場、自己肯定感を高められる場となるよう、学習支援や教育活動の充実を図ります。	(1) 教員研修の体系化と一層の充実	教員研修の体系化		1						
			カウンセリング研修の実施		1						
			教育相談主任研修の充実		1						
		(2) 学習支援の充実(再掲)	放課後教室等の拡充(再掲)		2						
			I C Tを活用した学習支援の充実(再掲)		1,2						
			(3) 特色ある教育活動の充実	自己肯定感を高める体験活動の拡充		2					
	2 多様な教育機会の確保 不登校の状態に至ると、学校のカリキュラムに沿った学習が困難になることから、児童・生徒一人ひとりの状況を踏まえ、必要な学習や体験を継続できるような教育環境の保障に取り組みます。	(1) ほっとスクールの充実	ほっとスクール施設の整備		3						
			民間ノウハウの活用による学習・体験活動等の充実		3						
			ほっとスクールにおけるI C T等を活用した学習支援		3						
			ほっとスクールのスタッフを対象とした研修の充実		3						
			(2) 特別支援学級等における指導	特別支援学級等における指導		3					
			(3) 夜間中学校における受入れ	夜間中学校における受入れ		3					
		(4) I C Tを活用した学習支援	I C T等を活用した自宅等学校外における学習の支援		3						
		(5) フリースクール等民間施設、団体との関係の構築	(仮称)連絡協議会の設置		3,4						
		(6) 関係機関・地域との学習支援における連携	保健福祉領域と連携した支援情報の提供		3,4						
者の支援へ 保護者	1 支援の充実 保護者・家庭に寄り添った支援の充実に取り組みます。	(1) 心理的負担の軽減	保護者のつどいの充実		1						
		(2) 不登校理解の促進	「保護者向けハンドブック」の作成・活用		1						
			地域・家庭への理解促進		1						

主な取組み内容
- 1 - (2) 個に応じた継続的な支援
不登校対応ガイドラインの作成・運用 不登校の予防から初期対応、事後対応の各段階における対応の指針として、教育委員会がガイドラインを作成し、学校はそれに基づく具体的な支援を行います。
- 1 - (3) 学習支援の充実
I C Tを活用した学習支援の充実 児童・生徒の学習に対する興味・関心を高め、学習意欲の向上を図るとともに、より一層わかる授業の実現に向けてI C Tを活用した学習支援の充実を図ります。
- 2 - (2) チームによる支援体制の整備
教育支援チームの拡充による側面的支援の強化 未然防止を含む不登校の各段階に応じて、福祉、保健、医療など様々な関係機関や専門家による多角的な支援が連携した、ネットワークによる支援体制の構築を検討します。現行の「教育支援チーム」の複数設置等、拡充する方向で検討を進め、試行的な取組みを経て「教育総合センター」の不登校対策機能につなげます。
- 2 - (4) 居場所の確保
不登校予防の観点からの居場所の確保 心安らぐ居場所を求める児童・生徒のニーズを把握した場合に、区の公共施設等が共通認識の下、児童・生徒を受け止める体制を検討し実施します。 想定対象施設 図書館、児童館、青少年交流センター、新B O P等
- 2 - (5) 不登校対策機能の構築
「世田谷区教育総合センター」における不登校対策機能の構築 平成33年度開設予定の教育総合センターで不登校対策を総合的に推進するための体制を整備します。
- 2 - (1) 「ほっとスクール」の充実
民間ノウハウの活用による学習・体験活動等の充実 平成31年2月開設予定のほっとスクール「希望丘」の運営を民間団体等へ委託します。民間のノウハウを活かした効果的な学習手法、魅力的な体験プログラムを開発・実践し、その成果を直営の2か所のほっとスクールにおいて活用します。
- 1 - (2) 不登校理解の促進
地域・家庭への理解促進 地域や家庭における不登校理解の促進のため、多くの方々に参加できる学習機会のしくみの構築等、P T Aや家庭教育学級と連携した取組みについて検討します。
第5章 計画の推進体制
・取組みの進捗状況について、年度ごとに確認、必要に応じた見直しを行うとともに、世田谷区不登校対策検討委員会へ報告し、意見をいただきます。 ・Q - U調査、教育相談室やほっとスクール等の教育相談事業、保健福祉領域で実施する生活実態調査等を通じて、当事者である不登校児童・生徒とその保護者の声を的確に捉え、本プランの見直しに反映させます。